

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

### 広島県人事委員会規則第十三号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

- 第二十一条第三項中「流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病、鼻疽及び豚丹毒に係る作業」を「次の各号に掲げるものに係る防疫作業（ただし、第二号に掲げる家畜伝染病に係る防疫作業にあつては、まん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病及び鼻疽
  - 二 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
- 第二十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
- 4 特殊勤務手当条例第四条第二項ただし書に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、前項第二号に掲げる家畜伝染病とする。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。